

戸田第2すこやか保育園重要事項説明書

令和8年7月1日現在

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 安心会 戸田第2すこやか保育園
代表者氏名	片居木 健
法人の所在地	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘5丁目928番地1
法人の電話番号	04-2921-5522
定款の目的に定めた事業	(1) 第一種社会福祉事業（イ）特別養護老人ホームの経営（ロ）経費老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業（イ）老人デイサービス事業経営（ロ）老人短期入所事業の経営 (ハ) 障害福祉事業の経営（ニ）相談支援事業の経営（ホ）老人居宅介護等事業の経営 (ヘ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営（ト）保育所の経営（チ）一時預かり事業の経営（リ）地域子育て支援拠点事業

2 事業の目的

事業の目的	本園は、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育を行うことを目的とします。
運営方針	人はだれもが素晴らしい人格者であり、互いに尊重される存在です。戸田第2すこやか保育園では、児童憲章に則り、児童の最善の利益を保証します。 保育士は一人ひとりが常に向上心と真心をもって保育にあたり、その質を深め「子ども達のすこやかな成長」と保護者の「育児」を支援します。 また地域との積極的な交流を持ち、地域社会に根差した保育運営を目指します。

3 保育所の概要

名称	戸田第2すこやか保育園
所在地	戸田市中町2-9-11
認可年月日	平成30年3月30日
電話番号	電話：048-446-9028 FAX：048-446-9038
施設長氏名	小山 夕子
入所定員(年齢別)	0歳児8名/1歳児18名/2歳児22名/3歳児24名/4歳児24名/5歳児24名
職員数	園長1名 主任・常勤保育士 21名 非常勤保育士8名 保育補助1名 栄養士1名 調理員3名 用務1名 事務1名

4 開所日・開所時間及び休所日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間 (延長時間)	(平日) 午前 7 時 0 0 分 ～ 午後 8 時 0 0 分 標準時間認定の場合 午前 7 時 ～ 午後 6 時 (午後 6 時以降は時間外保育とする) 短時間保育認定の場合 午前 8 時 3 0 分 ～ 午後 4 時 3 0 分 (午前 8 時 30 分までと午後 4 時 3 0 分以降は時間外保育とする) (土曜日) 午前 7 時 3 0 分 ～ 午後 6 時 30 分 短時間保育認定の場合 午前 8 時 3 0 分 ～ 午後 4 時 3 0 分 (午前 8 時 3 0 分までと午後 4 時 3 0 分以降は時間外保育とする)
休 所 日	(1) 日曜日 及び 国民の祝日、国民の休日 (2) 1 月 2 日、3 日、1 2 月 2 9 日～1 2 月 3 1 日

5 施設の概要

敷 地	1,526.75㎡ (462.65坪)				
建 物	鉄筋コンクリート造	2 階建	延べ床面積	947.54	㎡
施設の内容	乳児室・ほふく室	4 室	面積	202.8	㎡
	保育室	3 室	面積	201.91	㎡
	幼児用トイレ	大 1 2 個 小 7 個	事務室	30.28	㎡
設備の種類	冷暖房、2 4 時間換気、エレベーター、オートロック、セコム (総合警備保障)				
安 全 保 障	乳幼児賠償責任保険加入				
そ の 他					

6 職員体制

	常勤	常勤者の資格		非常勤	非常勤者の資格		備考
施設長	1人						
保育従事職員	21人	保育士	21人	7人	保育士	7人	
保育補助者				1人			
栄養士	1 人	栄養士	1人				
調理員	1 人	調理師	1人	2人	調理員	2人	

7 保育計画

組	保 育 計 画
0 歳児（ひよこ組）	・清潔で安全な環境確保により安心して過ごせるようにする ・人間関係の基礎を培う ・個人差に留意した、離乳の完成、歩行の開始、言葉の発生を助ける ・見る、聞く、触れる等の経験を通して身の回りのものに対する興味や好奇心を芽生えさせる
1 歳児（りす組）	・清潔で安全な環境の確保と個々に応じた関わり方をする事で快適に過ごせる様にする ・生理的欲求や依存欲求を満たし、生命の保持と情緒の安定を図る ・手助けすることで身の回りの事を自分でしようとする気持ちを育てる ・手助けすることで友達との関わり、遊びの中での言葉のやり取りを楽しむ ・歩行の完成と運動機能の発達を促し、外界に対する興味、関心を育てる
2 歳児（うさぎ組）	・清潔で安全な環境を整え安心できる保育士との関係のもとで基本的な生活習慣が身につくようにする ・生活や遊びの中で言葉のやりとりをしながら、友達関係を広げていく ・体を動かしたり、表現したりする楽しさを味わう ・身近な自然との関わり中で意欲的な活動をすると共に、命を大切にする気持ちを育てる
3 歳児（ぱんだ組）	・清潔で安全な環境をつくり、情緒の安定のもと、生活に必要な基本的な習慣を育てる ・遊びの中で体を動かす楽しさを味わう ・生活や遊びの中で友達との関わりを広げていく ・自分の思い、要求、経験などを言葉や様々な活動で表現する
4 歳児（きりん組）	・情緒の安定をもとに、自分らしさを十分に発揮しながら、喜んで活動に取り組む ・全身を動かして遊ぶ楽しさを味わい、保育者や友達との関わりを深める ・身近な自然や社会の出来事に関心を持ち、見たり触れたりして心豊かに過ごす ・色々な経験を通じて、生活に必要な身近な言葉や優しい言葉使いを身につけていく
5 歳児（ぞう組）	・快適な園生活を楽しむ中で情緒の安定を図るとともに健康、安全など基本的な生活習慣や態度を身につける ・集団的な遊びを通して体を動かしたり、友達との関わりを深め意欲的、創造的な活動をする中で充実感を味わい、自主、協調性を養う ・自然や身近な事象に興味、関心を持ち豊かな心情、創造力、知的好奇心を高める
その他 (年間行事等)	入園式、遠足、七夕夏祭り、水遊び、ぞうぐみキャンプ、すこやかピック、収穫祭（ハロウィン）、クリスマス会、節分、大きくなったね会、ひなまつり、お別れ遠足、卒園式 月に一度、避難訓練、身体測定、内科健診(年2回)、歯科健診

8 毎日の保育の流れ

- (1) 1日の保育スケジュール ・別紙クラス別タイムスケジュールあり
- (2) お散歩のコース ・園周辺の公園

9 昼食等について

昼食・おやつ・補食	保護者の方へは、月の1日に献立表を配信します。 (献立表は別紙のとおりです。)
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。御相談の上、除去するなどの対応をとります。 (例) 卵・牛乳・そばなど
衛生管理等	集団給食施設届出を保健所に届出済みです。 (30年 3月 30日届出) 調理師及び保育士は、毎月検便を行っています。

10 入園時に必要な書類等

説明会で配った書類を記入して持ってくる。(日頃の生活状況、食生活)

11 保育所と保護者の連絡について

- (1) 乳幼児の保育所での状況や家庭での状況を相互連絡しあうためにルクミーノートもしくは連絡帳を活用します。体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など乳幼児の様子を、保育所側はもちろんですが、保護者も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにしてください。
- (2) 月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

12 保護者の方が用意するもの

- (1) 入園時に用意するもの 別紙あり
- (2) 毎日持参するもの 別紙あり

13 懇談会について

一年に2回、開催予定です。保育所からは日々の子ども達の生活・遊びの様子や育ちについてお話しします。また、保護者の御意見もいただく場としています。

14 健康診断等について

- (1) 健康診断

内科健診 全乳幼児	入園時健診、及び嘱託医が年2回健診をします。健診の結果については、児童票に記載します。
歯科健診 全乳幼児	嘱託医が年1回健診をします。健診の結果については、児童票に記載します。

- (2) 身体測定

全乳幼児	毎月、身長・体重の測定を行います。結果については、各児童票及び連絡帳に記載します。
------	---

※ その他、日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育所に御相談ください。

15 利用料等

利用者負担				
実費徴収	主食費・副食費	3歳児以上 1ヶ月	主食費	1500円
			副食費	5000円
	入園時用品購入代	0歳児～2歳児	その年度による	
		3歳児以上	その年度による	
その他	延長に係る費用		時間帯により金額が変わりますので園のしおりを参照してください。	
	手ぶらで登園利用料金	0～2歳児	月額	2508円

※主食費・副食費ともに月に平日で10日間以上利用しないときは半額を免除します。但し、利用月の前月20日までに休園届を園に提出した場合に限ります。月の利用日数が一日もないときは全額を免除します。この場合も半額免除と同様の届け出が必要になります。

※新年度用品詳細別紙申込み用紙があります。（年度仕入値により変動あり）

※ベビージョブ（株）と契約いただきます。利用枚数にかかわらず定額でおむつとお尻拭きをご利用できます。

16 保育所の御利用に際し留意していただきたいこと

欠席する場合 又は 登所の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、 朝 9 時までに御連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、遅れることが分かった時点で随時御連絡願います。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹（はしか）・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登園停止期間を経過してから登園してください。
発熱のある場合について	熱が 37.5 度以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬について	持病や熱性けいれん、アレルギー等で緊急を要する場合は医師の指示書に従い、薬をお預かりします。
急に延長保育が必要な場合	当日 18 時 00 分までに、御連絡願います。

17 賠償責任保険の加入

1 事故	300000（千） 円
1 名につき	30000（千） 円

18 緊急時の対応方法

（１）保育中に怪我や容体の変化等があった場合は、直ちに応急処置を行います。その後、病院の受診が必要な場合はあらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は、主治医へ連絡をとり受診する等必要な措置を講じます。

（２）保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医	はやふねクリニック（小児内科）		
	所在地	戸田市下戸田 1 - 1 - 5	電話番号 048 - 442 - 5031
嘱託 歯科医	はやふね歯科		
	所在地	戸田市下戸田 1 - 1 - 4	電話番号 048 - 433 - 6171
救急隊	管轄消防署名 戸田市消防本部東部分署		
	所在地	戸田市下前 1 - 14 - 20	電話番号 048 - 445 - 4949
警察署	管轄警察署名 蕨警察署		
	所在地	蕨市錦町 1 - 12 - 21	電話番号 048 - 444 - 0110

19 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更) 届出書	消防署 令和5年4月1日 届出 防火管理者 小山 タ子
避難訓練	火災及び地震・洪水等を想定した避難訓練を月1回実施します。年2回消防署立会いの下、通報訓練、避難訓練、消火訓練を実施します。防犯訓練（不審者対策）も実施します。
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・スプリンクラー・消火器
避難場所	第1避難場所・園庭 / 第2避難場所・中町多目的広場 / 広域避難場所・東部福祉センター
災害時の 連絡方法	ルクミー、災害伝言ダイヤル171を使用します。

20 臨時休園等の取扱いについて

戸田市等から「警戒レベル3以上」が発令された場合は、以下のとおり対応する。

◎「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時刻までに発令」の場合

保育園の対応 ⇒ 臨時休園とする。

（安全が確保される場合に限り、必要な方の保育の検討をする）

★午前6時の時点で臨時休園を判断。（午前の途中からの保育は行わない。）

★午前10時の時点で安全が確認できれば午後の保育を再開。

（午前10時の時点で安全が確認できなければ、1日休園。）

※特に警戒レベル3は、災害の兆候が生じる前にも発令されることもあり、保育所等と保護者との意識の乖離が生じやすいため、より丁寧に保護者と合意形成を図る。

◎「開園中に発令」の場合

保育園の対応⇒

・原則、あらかじめ保護者に周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。ただし、他の避難所や園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。

・保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えを依頼する連絡」に努める。

※発災中で安全が確保できない場合、保護者のお迎えや子どもの引き渡しは大変な危険が伴う。

・避難に危険が伴う場合、戸田市消防署東部分署に救援を求める。

・戸田市保育幼稚園課へ避難の連絡に努める。

◎鉄道等の「計画運休」

職員体制を確認し十分な保育体制が確保できないと判断した場合は、登園自粛のお願いをする。

◎災害情等の発令時においても、医療体制や社会基盤の維持、災害対策・復旧に関する業務に従事する者など、保育が必要な方については個別に相談等に応じる。

21 保育内容に関する相談・苦情

(1) 戸田第2すこやか保育園

相談・苦情受付担当者 氏名 竹矢 美保		電話	0 4 8 - 4 4 6 - 9 0 2 8
相談・苦情解決責任者 氏名 小山 夕子		電話	0 4 8 - 4 4 6 - 9 0 2 8 (園長)
第三者委員 氏名 藤本 祥		民生委員	電話 : * * * * *
		中町町会長	
氏名 阿部 智恵子		元認可	電話 : * * * * *
		保育園園長	
株式会社 アイギス		電話	: 0 1 2 0 - 9 1 5 - 5 7 0
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。		

22 個人情報の取り扱い

当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。